

障害者・家族・関係者のみなさまへ

健康保険証をなくさないで!

安心して医療を受け続けたい それが私たちの願い

2024年12月2日から、健康保険証の新規発行・更新が行なわれなくなります。新しく首相となった石破総理は、「保険証とマイナ保険証の併用は当然」と述べて総裁選に臨んだにもかかわらず、総理に選出されるとたちまち前言をひるがえして、保険証の廃止にむけてつき進んでいます。

障害のある人たちが、マイナカードを自分で管理して、それを保険証として利用するには様々な困難があります。そんな困難にしっかりと向き合おうとせず、一方的に保険証を廃止することは、障害者の医療を受ける権利を損なうことにつながります。

すべての障害者・家族・関係者のみなさん。

このリーフレットをお読みいただき、ぜひ私たちといっしょに「保険証を残せ!」の声をあげていきましょう。

発行：障害者（児）を守る

全大阪連絡協議会（障連協）

〒558-0011 大阪市住吉区苅田5丁目1-22

Tel 06-6697-9005 Fax 06-6697-9059



まだ疑問がいっぱい…

私たちが置き去りにしないで

- 障害のためにマイナカードの管理ができない。
- 顔写真がうまく撮れないので顔認証ができない。暗証番号を自分で管理・入力できない。
- グループホームに保険証を預けていたけれどマイナカードは預けたくない。
- 通院時、受付で知られたくない過去の病歴も見えてしまうことが不安。
- 有効期間が来るたびに写真を撮って更新手続きを行なう負担が心配。

*このリーフレットでは、マイナナンバーカードをマイナカード、保険証機能を搭載したマイナカードをマイナ保険証と称します。

2024年
12月2日

12月2日以降、健康保険証が発行されなくなると聞きましたが、マイナカードの保険証を作らなければならないのでしょうか？

あわてなくても大丈夫です。お持ちの保険証は、国民健康保険や後期高齢者医療は保険証記載の有効期間まで、被用者保険は2025年12月1日まで利用することができます。

また、上記の有効期間が到来する前に、保険証に代わる「**資格確認書**」が各保険者から送付されてきますので、期間到来後は送られてきた「**資格確認書**」を医療機関の窓口で提示すれば、これまでどおり受診することができます。

マイナ保険証を作成していない人

マイナ保険証所持者

保険証記載の有効期間（被用者保険は2025年12月1日）まで保険証使用可能

資格確認書で受診

マイナ保険証で受診

資格確認書の有効期間は最長5年です。最初の資格確認書は保険者から自動的に送付されてきますが、2回目以降は申請が必要となることもあります。

マイナカードのICチップ（電子証明書）の有効期間は5年です。毎回市町村窓口で更新が必要です。

* **マイナポータル**／デジタル庁が管理するマイナカードを活用した行政サービス。マイナカードと暗証番号で専用サイトにアクセスして、行政手続きやその履歴確認を行なうことができます。現在では、マイナポータルで管理している自分の情報を外部に提供する機能も追加され、本人同意があれば、ウェブサービス提供事業者が登録済の個人情報を利用することもできます。

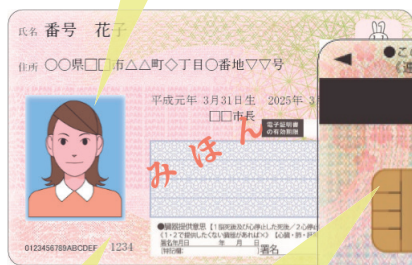
そもそもマイナンバーカードって何？

知っているようでいて、わからないこともいっぱいあるマイナカード。

そこであらためて、「健康保険証」機能を登載したマイナカード（マイナ保険証）の仕組みを簡単にご説明します。

障害のある人の中には顔写真をうまく撮ることのできない人も大勢います。顔認証用の写真であればなおさらのことです。マイナカードには必ず顔写真を掲載しなければなりません(1歳未満児を除く)。そのため発行窓口の市町村には、撮影が困難な障害者へのより丁寧な対応が求められています。

表面



裏面



マイナカードの有効期間は**10年**ですがICチップは**5年**です。ご注意ください。

マイナンバー（個人番号）が管理する情報は、**税や社会保障・防災などに限定されており、法律で厳しく管理されています。**

ICチップ（電子証明書）に埋め込まれた**シリアル番号**（マイナンバーではない）を活用して、マイナカードを保険証として利用します。政府は順次「オンライン資格確認」を拡大して、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療、自治体の医療助成、お薬手帳等の情報をマイナカードで管理することになっています。医療・介護情報以外にも、ジョブカード、国家資格証、運転免許証、障害者手帳、図書館カードなどもマイナカードに取り込んで、「**マイナポータル**」(*)での活用の拡大を進めています。

あらゆる情報が一枚のカードに集められる一方で、マイナポータルの利用規約は改定する7日前に公示すれば、利用者は自動的に変更を承認したものとみなされます。このように、マイナンバーが法律で厳重に管理されていることと比べ、**ICチップ（電子証明書）に紐づく個人情報の管理は極めてずさん**です。本人同意があれば、一般企業が容易に情報にアクセスできることにも留意が必要です。

教えて！ マイナ保険証のあれこれ

Q 1 マイナ保険証を作っていない人が、健康保険証の有効期間後に使うことになる「資格確認書」とは、どのようなものですか？

健康保険証と同じような体裁のカードに、必要情報が記載されています。有効期間は4～5年が想定されています。保険資格の異動が生じた場合は返納の上、新しい保険者から新しい資格確認書を発行してもらう必要があります。被用者保険に加入する人の発行・更新手続きはこれまで通り事業主が行ないます。

資格確認書の機能は健康保険証と同じですので、マイナカードとは異なり、グループホームなどで保管・管理してもらう上でのハードルも低くなります。

Q 2 すでにマイナ保険証を作ってしまったのですが、「資格確認書」を発行してもらうためには、どうすれば良いのですか？

現在お持ちのマイナ保険証の、登録解除の手続きが必要になります。被用者保険は協会健保などそれぞれの保険者に、国民健康保険・後期高齢者医療はお住いの市区町村に申請して手続きをします。解除申請の受付は2024年10月28日から始まります。住所・氏名・連絡先の他、解除を希望する理由についての記載も求められます。「障害がありマイナ保険証の利用が困難なため」などと記入すればよいでしょう。

マイナ保険証の申し込みはオンラインで気軽にできるのに、解除は役所まで出向いて手続を行わなければならないことについても、批判の声が上がっています。

Q 3 障害児者も利用しやすいマイナ保険証については、検討されていないのでしょうか。

厚生労働省は、暗証番号の設定が不要な「顔認証マイナ保険証」を用意しているので活用してほしいと言っています。しかしその場合でも、受診のたびに病院窓口のカードリーダーを使った顔認証が求められ、認証作業が困難な人は、券面の写真と同一人物であることを、医療機関の職員が目視で確認することになっています。煩雑な手続きが受診のたびに求められることは、障害児者が気軽に受診することのさまたげにもなってしまいます。

Q 4

本人確認などの用に供するために、マイナカードの取得が必要な人への支援について、福祉事業者などにできることについて教えてください。

厚生労働省は、福祉施設や支援団体に向けて、「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル・Ver.2」(2023.12)をとりまとめています。マニュアルではマイナカードの取得に際して以下の方法を示しています。

- ①市区町村職員が福祉施設等まで出向き、一括して申請を行う方法。
- ②自治体からの委託事業者が、申請書への記入の補助や顔写真撮影を行う方法。

このうち①に関しては、職員を派遣した自治体に対して、1件2,000円の補助金が国から支払われることになっています。厚生労働省は自治体職員を受け入れる福祉施設側も同様の補助の対象になるとしていますが、要綱等の規定が作成されておらず「今後検討」と述べるにとどまっています。出張申請には、施設担当者と自治体職員との事前調整、会場設営、申請受付、本人確認書類の整備、交付申請者の介助など、施設側にも相応の負担が発生することを覚悟しなければなりません。手続き完了後約2週間後に、市区町村から本人宛にマイナカードが送付されることになっています。

②に関しては、手続きの中で本人確認作業が行われなため、マイナカード交付時に申請者が市区町村窓口まで出向いて本人確認を行うことが求められます。申請者の来庁が困難な場合は、必要書類を整えて施設職員などの代理人が来庁して手続きを行います。

その他、状況に応じて下記の支援も可能とされています。

- ・知的障害等により暗証番号の設定が困難な場合→介助者による支援が可能
- ・交付申請書への自署が困難な場合→介助者・職員の代筆と本人による押印

また、やむを得ない理由によって、無帽・正面・無背景の写真撮影が困難な場合は、オンライン申請、郵送申請、窓口申請、のそれぞれの方法ごとに定められた手続きを通して、写真撮影が困難である旨を具体的に申し立てた上で、最近撮影した任意の写真を使用することができます。

Q 5

施設でマイナンバーカードを管理しなければならない場合、どのようにことに留意すればよいでしょうか。

上記のマニュアルによれば、「入所契約」や「預かり証」等に基づいて管理することになります。その際には、紛失防止のために鍵付きロッカーでの保管、出し入れの際の管理簿の作成、管理者の選任、などが求められていますが、肝心の一人ひとりの暗証番号の管理方法などについては、明らかにされていません。

管理するカードが多数となる場合など、マイナ保険証の活用には、相当な労力と手間が、施設と職員に求められることを覚悟しなければなりません。

どうして健康保険証をなくすの？

そもそもマイナカードの取得は任意。つくるつくらないは、個人の自由に委ねられています。そのマイナカードに保険証機能が登載されるからと、一方的に健康保険証をなくすことはあまりにも乱暴です。運転免許証もマイナカードに登載されることになりましたが、国はその役割の重要性からカードの免許証はなくさずに今後も継続して発行を続けます。

健康保険証はすべての国民の命とくらしに深くかかわる大切なカードです。だからこそ、**健康保険証の発行は継続したまま、マイナ保険証を持ちたい人は個人の意思で任意に申請をして所持すればよい**というのが、私たちの考えです。

マイナカードを全国民に持たせるための「人質」に

健康保険証をなくそうとしているのはなぜでしょうか。

国はデジタル技術と、それによって集積される個人情報の利活用を「成長戦略」の柱にすえています。その戦略に国民をまき込むために、健康保険証を人質に取って、全国民にマイナカードを持たせようというのが、健康保険証廃止の狙いです。

今もマイナカードの普及が進まないのは、何よりも国民が、政府のデジタル・情報政策を信頼していないからです。そのことを反省して問題を解決しようともせず、健康保険証の廃止をマイナカード普及の「切り札」に使うことは、国民への背信行為です。

パブリックコメントでは圧倒的な反対意見が

政府は、保険者に課せられてきた健康保険証の発行義務をなくす省令改正に関して、2024年5月24日から6月22日までの30日間、国民からパブリックコメント（パブコメ）を募集しました。パブコメには53,028件の意見が寄せられ、そのほとんどが、健康保険証発行の継続を求めるものでした。

それにもかかわらず政府は、全ての意見を8つの要旨に取りまとめて、それに対する簡単なコメントを公表しただけで、何の見直しもなく省令改正を行いませんでした。パブコメの扱いを定めた行政手続法では、提出された意見を「十分に考慮しなければならない」と定めていますが、かつてない膨大な数が寄せられたパブコメであるにもかかわらず政府は無視をしたこととなります。

パブコメの意義・役割をおとしめる行為と言えます。

マイナ保険証のメリット？が強調されるものの…

政府はマイナ保険証のメリットとして、「救急・医療・介護の切れ目のない情報共有が可能になる」と説明しています。しかし2024年10月以降、救急医療機関は、患者の生命・身体の保護のために必要な場合には、本人の同意なしに氏名などの4情報による本人確認で、必要な医療情報を入手できるようになりました。マイナ保険証でなくても医療情報の入手は可能です。

逆に消防庁が実施した救急現場の実証実験では、マイナ保険証からデータを取得できた搬送者は出動件数の2.6%にとどまり、救急隊到着から出発までの時間はマイナ保険証を利用をしない人よりも6分29秒遅くなったことが報告されています。マイナ保険証による「情報閲覧」作業が追加されたことが、遅れの原因とされています。（総務省消防庁「令和4年度救急業務の在り方に関する検討会報告書」）

「デジタル社会」を安心して生きていくために

デジタル技術の進歩を、人々の暮らしをよりよくしていくものへと結び付けていくことはとても大切なことです。しかし、マイナ保険証をめぐる進められていることは、

- あらゆる個人情報を電子化して政府が収集・管理する
 - 収集した個人情報を国が統治手段として利用する
 - 収集した個人情報を本人同意を得て営利活動に活用する
- の3つの狙いをかなえるためのものです。

あらゆる個人情報が、一部の権力者や巨大企業に私物化されてはなりません。デジタル技術の健全な発展のためには、権力者の暴走をおささえるための民主主義的な規制・国民監視のしくみがづくりが欠かせません。



発行：2024年10月25日 このリーフレットへのご意見をお寄せください。